

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年8月31日

株式会社ヴァンガードスミス

代表取締役社長 田中 慶太

問合せ先： 管理部 部長 増田憲二 03-6703-6342

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正かつ健全で効率的経営に取り組み、継続的な成長と企業価値の最大化を目指すに当たり、コーポレート・ガバナンスの確立が必要不可欠であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、当社を取り巻くすべてのステークホルダーと適切な関係を維持し、その利益を守っていくように努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 EXTOCK	370,300	49.46
田中慶太	239,800	32.03
従業員持株会	16,100	2.15
古橋昌也	15,000	2.00
INFINITY.Com Limited	15,000	2.00
株式会社エフ	10,000	1.34
鈴木康之	10,000	1.34
SBI 生命保険株式会社	10,000	1.34
島崎智大	7,000	0.93
島崎貴次	7,000	0.93

支配株主名	田中慶太
-------	------

親会社名	該当なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

EXTOCK 社は当社代表取締役である田中慶太が議決権の過半数を事故の計算において所有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	5 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社が支配株主との取引を行う際には、一般の取引と同様の適切な条件で行うことを基本方針として、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分に審議した上で、意思決定を行うこととしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項なし

Ⅱ. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	該当なし

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島崎憲明	その他											
井上康生	その他										○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
島崎憲明	—	—	総合商社における国内外でのビジネスや企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を有しており、当社経営に対する多様な領域における監督・チェック機能、及び、提言の機能を発揮し、当社の健全で持続的な成長を確保できるものと期待している。
井上康生	—	同氏が理事長を務める特定非営利活動法人 J U D O s に寄付を行っております。	国内外におけるスポーツ、特に柔道界における競技実績や柔道界の成長・発展に対する経験・功績などに基づき、当社経営に対する多方面からの監督・チェック機能、及び、提言の機能を発揮し、当社の健全で持続的な成長を確保できるものと確信しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、監査法人、内部監査担当者は、定期的に意見交換（三様監査）を行い、相互の連携を高め、業務の違法性・妥当性の確保に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高畑恒一	他の会社の出身者													
新井武広	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
高畑恒一	—	—	総合商社における国内外でのビジネス、及び、企業経営の経験、並びに、企業財務・経理・リスクマネジメント・監査を中心とした幅広い知見を活かして、取締役会の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、良質な企業統治体制を確立することができるものと期待している。
新井武広	—	—	東京証券取引所における金融業界、特に証券業界に係る業務経験、及び、企業会計に係る卓越した見識を活かして、取締役会の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成

			長を確保し、良質な企業統治体制を確立することができるものと期待している。
--	--	--	--------------------------------------

【独立役員関係】

独立役員の人数	選任していない
---------	---------

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	導入していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示を行っていない

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会において年額の総枠を決議し、取締役各自に対する具体的な月額報酬等の決定については、代表取締役に一任する

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役に対しては、日常的にメール等を利用して情報共有に努め、取締役会等の重要会議の資料については、事前送付をするとともに、必要に応じて事前説明を行い、真偽や意思決定をサポートしている

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

①取締役会：当社の取締役会は、5名の取締役（うち、社外取締役2名）で構成されている。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性および公正性等について適宜検討し、法令、定款、および取締役会規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督している、毎月1回の取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催している ②監査役会：当社の監査役会は、3名の監査役（うち、常勤1名、2名は社外監査役）で構成されている。監査役は、取締役会、内部監査会やその他の重要な会議に出席し、適宜必要な意見を述べる

とともに、取締役の業務執行を監督している

③会計監査人：当社は史彩監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けている。なお、当社と監査に従事する公認会計士およびその補助者との間には特別の利害関係はない

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、透明性・健全性の確保、職場環境に迅速に対応するため、取締役会設置会社かつ監査役会設置会社としており、取締役の職務執行に対しては取締役会による監督および監査役による監査を行っている。国内外におけるビジネス経験、企業経営等の経験・見識を持ち、またスポーツ、特に柔道界の成長・発展において卓越した功績を収めている社外取締役 2 名のほか、企業経営、企業財務・企業会計、リスクマネジメント、監査等に幅広い知見を持つ監査役 3 名を選任しており、上場会社として必要なガバナンス体制について指導・提言をいただける体制としている。こうしたことから、当社の現在の事業規模および業務執行の状況に照らして、適切なガバナンス機能を十分に発揮することができると考えている

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案の内容等を十分に検討した上で、議決権を行使できるように招集通知の早期発送に努める
集中日を回避した株主総会の設定	当社は5月決算会社であち、株主総会は8月開催となるため、集中日を回避したものになっていると考えている

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後作成する予定である	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	説明会の実施は、今後検討する予定である	
IR 資料をホームページ掲載	当社 WEB サイト上に IR 情報ページを設け、開示情報や決算情報、発行者情報についても掲載する予定である	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理部を IR 担当部署とする予定である	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	リスクマネジメント規程およびコンプライアンス規程を整備し、コンプライアンスの重要性を社内に浸透させ、適時適切に誠実な情報開示を徹底し、当社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしている
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	全ての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針である

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に職務の権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くように努めている。また、企業の成長と存続を維持するために、全ての取締役・従業員が法令順守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス規程を定め、研修等も通じて啓蒙活動を行っている

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内規程等に明文化している。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、役員および従業員が基本方針を順守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。また、反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

V. その他

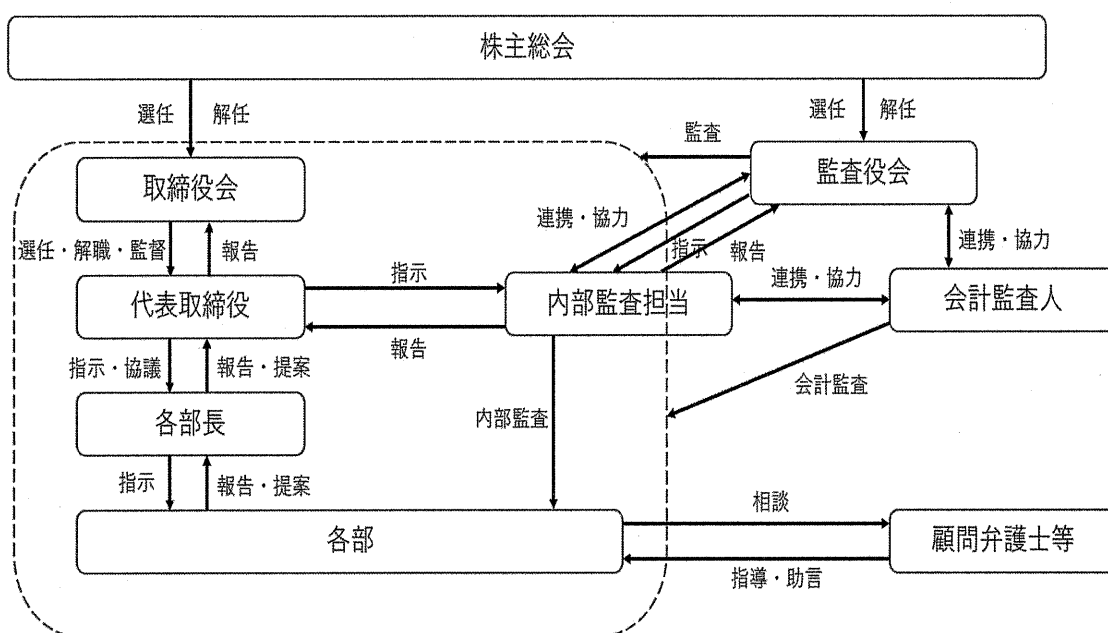
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

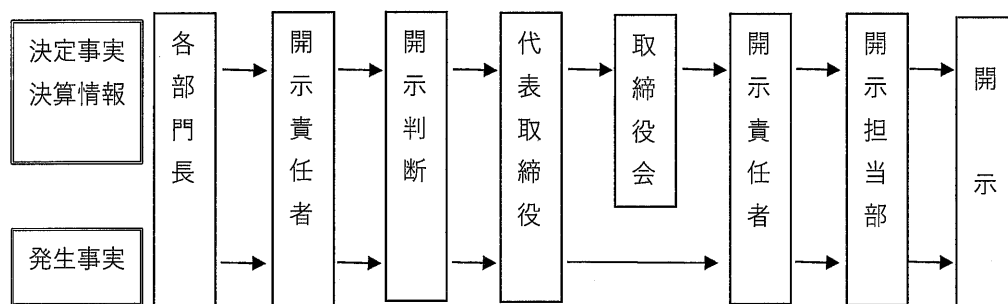
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



※開示責任者：管理部長

※開示担当部：管理部

以上